

●下記は、あくまで、参考資料として表示しているもので特定の組織のものではありません。

似たような表現があるかもしれませんが、お許しください。(ms ソフトセンター担当)

第1章 総則

第1条(名称)

本会は「〇〇寺護持会」(以下「本会」という。)と称する。

第2条(事務所)

本会の事務所は〇〇寺内に置く。

第3条(目的)

本会は、〇〇寺の護持運営、本堂・庫裏・客殿・境内地・墓地等の維持管理並びに宗門興隆に寄与し、檀信徒相互の親睦と教化を図ることを目的とする。

第4条(事業)

本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 寺院施設の維持管理
2. 法要及び年中行事への協力
3. 宗教教育及び教化活動
4. 墓地及び境内環境の整備
5. 会員相互の親睦活動
6. 災害復旧及び施設修繕
7. その他必要な事業

第2章 会員

第5条(会員)

本会は次の者をもって構成する。

1. 〇〇寺檀信徒
2. 本会の趣旨に賛同し、住職及び総代会が承認した者

第6条(入会)

入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、承認を受けるものとする。

第7条(退会)

会員は書面により退会を申し出ることができる。

2 護持費を長期滞納し、または本会の秩序を著しく乱した者については、総代会の決議により退会措置を行うことができる。

第8条(届出事項変更)

会員は、住所・氏名・電話番号・承継者等に変更があった場合は、速やかに届け出るものとする。

第3章 役員及び総代会

第9条(役員)

本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

会計 1名

監事 2名

総代 若干名

世話人 若干名

第10条(役員を選任)

役員は総会において選任する。

2 住職は本会顧問とする。

第11条(役員の任期)

役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条(役員の職務)

会長は本会を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、事故あるときはこれを代行する。

会計は会計事務を担当する。

監事は会計監査を行う。

総代は寺院運営の重要事項を協議する。

第 13 条(総代会)

総代会は住職及び総代をもって構成する。

2 総代会は必要に応じ開催し、次の事項を審議する。

1. 寺院運営重要事項
2. 予算及び決算
3. 施設修繕及び建設
4. 護持費改定
5. 墓地管理
6. 特別負担金
7. その他必要事項

第 4 章 会議

第 14 条(総会)

総会は年 1 回開催する。

2 必要ある場合は臨時総会を開催することができる。

第 15 条(総会の議決事項)

総会は次の事項を議決する。

1. 事業報告及び決算承認
2. 事業計画及び予算承認
3. 役員改選
4. 規定変更
5. その他重要事項

第 16 条(議決)

総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

第 5 章 護持費及び会計

第 17 条(護持費)

会員は寺院護持のため、次の護持費を納入するものとする。

年額護持費 金〇〇〇〇円

2 護持費の納期限は毎年〇月〇日とする。

第 18 条(特別護持金)

本堂改修、災害復旧、墓地整備その他特別事情がある場合は、総代会及び総会承認を経て特別護持金をお願いすることができる。

第 19 条(護持費滞納)

護持費を 3 年以上滞納した場合は、総代会協議のうえ必要な措置を講ずることができる。

第 20 条(会計)

本会の経費は、護持費、寄付金、志納金及びその他収入をもって充てる。

第 21 条(会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 22 条(会計監査)

監事は年 1 回以上会計監査を行い、その結果を総会に報告する。

第 6 章 墓地及び承継

第 23 条(墓地管理)

墓地使用者は、別に定める墓地管理規定を遵守するものとする。

第 24 条(承継)

会員死亡の場合は、親族その他縁故者のうち 1 名を承継者として届け出るものとする。

第 7 章 雑則

第 25 条(規定変更)

本規定は総会出席者の過半数の承認により変更することができる。

第 26 条(補則)

本規定に定めのない事項は、住職及び総代会協議のうえ決定する。

附則

- 1 本規定は令和〇年〇月〇日より施行する。
- 2 従前の規定は本規定施行日をもって廃止する。

●護持会導入事例紹介

<https://www.mscn.net/home-ms/shunew/lp/temple/jirei/gojikai-kaikei.html>